

平成 25 事業年度
事業計画

(平成 25 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日まで)

当財団は、昭和 44 年 10 月に (財)中央競馬社会福祉財団として設立され、平成 6 年 4 月に (財)中央競馬馬主社会福祉財団に名称変更し、平成 18 年の公益法人改革に伴い、平成 22 年 12 月に公益財団法人に移行となり、平成 25 年で 45 年目を迎える。

その間、全国の民間社会福祉施設の施設整備等に対する助成、同施設の職員を対象とした国内研修事業及び海外研修事業に対する助成等ハード・ソフトの両面に亘る事業を実施し、社会福祉の向上と発展に寄与してきている。

JRA を取り巻く環境は、我が国経済の低迷により個人消費が冷え込む等、更に厳しくなることも予測されることから、当財団としても今後とも社会福祉の向上と発展に寄与できるよう、民間社会福祉施設に対する適正な助成等を行うとともに、当財団のより効率的な管理運営に努める。

1. 社会福祉事業に対し施設整備等の助成を行う事業

施設整備等の助成事業については、平成 25 年度も前年度の改善事項に新たな項目を加え、業務の効率化等を図り事業を実施する。

(1) 施設整備等助成金交付枠の決定時期の繰り上げ（平成 25 年の 3 月から平成 24 年の 12 月に繰り上げる）

平成 25 年の施設整備等助成金交付枠（各馬主協会及び各県共同募金会への交付枠）の決定時期については、平成 25 年の 3 月から平成 24 年の 12 月に繰り上げる。

そのことにより、各馬主協会と各県共同募金会に於ける助成事業の募集開始を早められるようにし、利用者のニーズに応えられる態勢を整え、助成事業のより効果的な実施を図る。

(2) 助成事業の申請等に係る事務手続きの簡素化と効率化を図る

平成 25 年度については、現行の提出書類の改定、申請手続等の整備を行い、その趣旨を社会福祉施設に対しホームページ等で周知徹底し、併せて各馬主協会及び各県共同募金会、並びに当財団の事務手続きにおいても、簡素化及び効率化を図る。

(3) 平成 24 年度に策定した業務改善事項の継続推進

平成 25 年度も前年度に策定した業務改善事項を継続し、推進を図る。

平成 24 年度に策定した主な業務改善事項

- ①1 物件当たりの助成金の平均額を 100 万円以内にし、より多くの団体に助成する。
- ②当財団の助成事業に対する社会的認知度を高めるため、車両等一般人の目に触れる物件への助成割合を、各馬主協会及び各県共同募金会への交付枠の 50%以上とするとともに、財団名や財団マークをより一般人の目に触れるよう記載方法について工夫する。

2. 社会福祉事業関係者の研修事業に対し助成を行う事業

(1) 海外研修事業

海外研修事業については、応募方法等（募集時期・選考方法等）の見直しにより応募者の増加を図り、より適正な者を選定できるようにする。

併せて、研修成果の有効活用を図るため、平成 24 年度より実施している「海外研修報告書」のホームページへの掲載を継続し、広く福祉関係者に対する啓発活動の一助とする。

(2) 国内研修事業

国内研修事業については、事例研究の充実等研修内容の向上について検討する。

併せて、平成 24 年度より実施している「研修報告書」のホームページへの掲載を継続し、広く福祉関係者に対する啓発活動の一助とする。

3. 中央競馬関係者に対する福利厚生事業（福祉手当の支給）

事業運営の合理化を図るため、平成 24 年 7 月から実施した介護区分等による福祉手当の減額に続き、平成 25 年 1 月から要介護認定までに至らない者等には手当を支給しないこととする。

（参考）平成 24 年 11 月 30 日現在の支給対象者 66 名。うち、平成 25 年 1 月 1 日より 18 名が支給停止となる見込み。

4. 管理業務

業務執行の効率化を図る観点から、事務の簡素化等を、引き続き実施する。

また、事務所の賃借料についても、平成 24 年度に引き続き、低減化について検討する。